

船橋市地域生活支援サービス事業費の支給に関する規則

○船橋市地域生活支援サービス事業費の支給に関する規則

平成26年 3月28日

規則第10号

改正 平成26年 9月30日規則第116号

平成27年 3月31日規則第64号

平成27年 5月29日規則第71号

平成27年12月28日規則第145号

平成28年 3月30日規則第20号

平成30年 6月29日規則第69号

平成30年 8月31日規則第84号

令和 2年 3月31日規則第52号

令和 3年 3月31日規則第34号

船橋市地域生活支援サービス事業費の支給に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項及び第3項の規定により地域生活支援事業として行う地域生活支援サービス事業費の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 法第4条第1項に規定する障害者をいう。
- (2) 障害児 法第4条第2項に規定する障害児をいう。
- (3) 保護者 法第4条第3項に規定する保護者をいう。
- (4) 障害者等 障害者及び障害児をいう。
- (5) 重度身体障害者 障害者のうち身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号身体障害者障害程度等級表（以下「障害程度等級表」という。）に定める1級若しくは2級に該当するもの又はこれらに準ずるものをいう。
- (6) 重度身体障害児 障害児のうち身体障害者福祉法第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けた者で、障害程度等級表に定める1級若しくは2級に該当するもの又はこれらに準ずるものをいう。
- (7) 難病患者等 障害者のうち法第4条第1項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者若しくは障害児のうち児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって法第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童で、障害程度等級表に定める1級若しくは2級に該当するもの又はこれらに準ずるものに該当するものとして市長が別に定めるものをいう。
- (8) 重度身体障害者等 重度身体障害者及び重度身体障害児並びに難病患者等をいう。
- (9) 地域生活支援サービス事業 障害者等移動支援事業、重度身体障害者等入浴サービス事業及び障害者等日中一時支援事業をいう。
- (10) 障害者等移動支援事業 在宅の障害者等に係る移動介護（社会生活上必要不可欠

船橋市地域生活支援サービス事業費の支給に関する規則

な外出又は余暇活動等の社会参加のための外出であって、市長が定めるものへの支援をいう。)、通学通所支援(通学又は通所のための外出であって市長が定めるものへの支援のうち、他の送迎手段又は付添いが得られない場合に限り行うものをいう。以下同じ。))その他市長が必要と認める外出への支援のうち、次のいずれにも該当するものをいう。

ア 地域の特性及び障害者等の状況に応じた柔軟な形態で、次に掲げる事業であること。

(ア) 個別支援型移動支援事業(障害者等に対する個別的な支援をいう。以下同じ。)

(イ) グループ支援型移動支援事業(同一目的地における同一行事への参加等の複数の障害者等への同時支援をいう。この場合において、2人以上で当該事業を行うものとし、当該事業を行う者1人当たりにつき利用者は、3人までとする。以下同じ。)

イ 次の(ア)から(エ)までのいずれの外出も目的としていないこと。

(ア) 通勤、営業活動等の経済活動に係る外出

(イ) 学校内における教育活動又はこれに準ずるものに係る外出

(ウ) 長期にわたり継続的に行われる外出(通学通所支援の対象となる外出を除く。)

(エ) その他社会通念上適当でないと市長が認める外出

ウ 事業を利用する者の安全を確保すること。

(11) 重度身体障害者等入浴サービス事業 重度身体障害者等の居宅を訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の介護を行う事業をいう。

(12) 障害者等日中一時支援事業 障害者等の日中における活動の場を確保するとともに、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息等のための日中における一時的な見守り等の支援を行う事業をいう。

(13) 地域生活支援サービス事業費 地域生活支援サービス事業を利用した者に支給する事業費をいう。

(平27規則64・平27規則71・平30規則69・令2規則52・令3規則34・一部改正)

(支給の要件)

第3条 地域生活支援サービス事業費の支給を受けることができる者は、次に定めるとおりとする。

地域生活支援サービス事業の種類	要件
障害者等移動支援事業	<p>1 居住地に関する要件 次のいずれかに該当する障害者又は障害児の保護者</p> <p>(1) 市内に居住地(居住地を有しないとき、又は明らかでないときは、現在地。以下同じ。)を有する者。ただし、法第19条第3項に規定する特定施設入所障害者(以下「特定施設入所障害者」という。)であって、同項に規定する特定施設への入所前に有した居住地(同項に規定する継続入所障害者にあつては、最初に入所した当該特定施設への入所前に有した居住地。以下「居住地特例地」という。)が他の市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域内であるものを除く。</p> <p>(2) 市内に居住地特例地を有する者</p> <p>(3) その他市長が必要があると認める者</p>

船橋市地域生活支援サービス事業費の支給に関する規則

	<p>2 障害等に関する要件 次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 障害程度等級表の肢体不自由の程度が1級に該当する障害者等であって、両上肢及び両下肢の機能の障害を有するもの又はこれに準ずるもの</p> <p>(2) 障害程度等級表に定める視覚障害を有する障害者等</p> <p>(3) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に規定する知的障害者</p> <p>(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者</p> <p>(5) 障害者のうち法第4条第1項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者又は障害児のうち児童福祉法第4条第2項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって法第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童であって、(1)又は(2)に掲げる者に準ずるもの</p>
重度身体障害者等入浴サービス事業	<p>1 居住地に関する要件 次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 市内に居住地を有する重度身体障害者等又は保護者（重度身体障害児及び難病患者等（18才未満の者に限る。）の保護者に限る。）。ただし、特定施設入所障害者であって、居住地特例地が他の市町村の区域内であるものを除く。</p> <p>(2) 市内に居住地特例地を有する重度身体障害者等</p> <p>(3) その他市長が必要があると認める者</p>
障害者等日中一時支援事業	<p>1 居住地に関する要件 次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 市内に居住地を有する障害者又は障害児の保護者。ただし、特定施設入所障害者であって、居住地特例地が他の市町村の区域内であるものを除く。</p> <p>(2) 市内に居住地特例地を有する障害者</p> <p>(3) その他市長が必要があると認める者</p>

（平27規則64・一部改正）

（他の法令による給付等との調整等）

第4条 地域生活支援サービス事業費の支給は、当該障害の状態につき、法の規定による介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費若しくは特例訓練等給付費の支給又は介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による介護給付であって地域生活支援サービス事業費の支給に相当するものを受けるときは、その限度において、行わない。

2 前条の規定にかかわらず、他の地域生活支援事業を利用している時間帯については、地域生活支援サービス事業費の支給を受けることはできない。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が必要があると認めるときは、地域生活支援サービス事業費を支給することができる。

（令2規則52・一部改正）

（支給の申請等）

第5条 地域生活支援サービス事業費の支給を受けようとする者は、船橋市地域生活支援サービス事業費支給申請書兼利用者負担額減免申請書兼支給額等変更申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長が当該書類

船橋市地域生活支援サービス事業費の支給に関する規則

の内容を確認することができるときは、その添付を要しない。

(1) 地域生活支援サービス事業を受ける月の属する年度（当該地域生活支援サービス事業を当該年度の最初に受ける月が4月から6月までのときは、前年度）に係る第9条第3項第2号イに規定する市町村民税の課税状況を示す書類

(2) 当該申請に係る障害者等の属する世帯の構成及び当該障害者等の年齢を示す書類

(3) その他市長が必要があると認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支給の可否を決定し、支給する旨の決定（以下「支給決定」という。）を行ったときは、当該支給決定を受けた者（以下「支給決定障害者等」という。）に対し、船橋市地域生活支援サービス事業費支給決定通知書（第2号様式）により通知するとともに、船橋市地域生活支援サービス事業受給者証（第3号様式。以下「受給者証」という。）を交付するものとする。

3 市長は、前項の規定により支給決定を行わないときは、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

（平27規則64・平30規則69・平30規則84・一部改正）

（支給期間及び支給量）

第6条 地域生活支援サービス事業費の支給期間は、船橋市地域生活支援サービス事業費支給決定通知書を受けた日後最初に到来する3月31日までとする。

2 地域生活支援サービス事業費の支給量は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 障害者等移動支援事業 次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める支給量とする。

ア 支給決定に係る障害児として現にサービスの支給を受けている者であって、当該支給期間中に満18歳に達する日が含まれているものが、同日以降も障害者として当該事業の継続利用を希望して前条第1項に規定する申請をした場合（同日が月の初日である場合は同日の属する月から、月の初日以外の日である場合は同日の属する月の翌月から障害者として扱うものとする。） 支給決定に係る障害児として支給決定を受けた支給量

イ アに該当しない場合 一の年度につき300時間とする。ただし、年度の途中における支給決定については、25時間に当該年度の残りの月数（当該支給決定の支給期間の初めの月分を含む。）を乗じて得た数とする。

(2) 重度身体障害者等入浴サービス事業 1週間につき2回

(3) 障害者等日中一時支援事業 1月につき23日

（平27規則64・平28規則20・令2規則52・一部改正）

（支給決定の取消し等）

第7条 市長は、支給決定障害者等が次の各号のいずれかに該当するときは、支給決定を取り消し、又は支給した地域生活支援サービス事業費の全部若しくは一部に相当する額を返還させるものとする。

(1) 支給決定に係る障害者等が、地域生活支援サービス事業を受ける必要がなくなつたと認めるとき。

(2) 第3条に規定する支給の要件に該当しなくなつたとき。

(3) 不正又は虚偽の申請により支給決定を受けたとき。

(4) その他市長が地域生活支援サービス事業費の支給を不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により支給決定を取り消すときは、その旨を船橋市地域生活支援

船橋市地域生活支援サービス事業費の支給に関する規則

サービス事業費支給決定取消通知書（第4号様式）により当該取消しに係る支給決定障害者等に通知し、受給者証の返還を求めるものとする。

（平30規則69・一部改正）

（申請内容の変更の届出）

第7条の2 支給決定障害者等は、次に掲げる事項に変更が生じたときは、船橋市地域生活支援サービス事業費申請内容変更届出書（第4号様式の2）に受給者証及び変更事項を証する書類を添えて、市長に届け出なければならない。ただし、市長が当該変更事項を証する書類の内容を確認することができるときは、その添付を要しない。

(1) 当該届出を行う支給決定障害者等の氏名、居住地、生年月日、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）及び連絡先

(2) 当該届出に係る障害者等が障害児である場合は、当該障害児の氏名、生年月日、個人番号及び当該障害児の保護者との続柄

（令3規則34・追加）

（受給者証の再交付）

第8条 市長は、受給者証を破り、汚し、又は失った支給決定障害者等から、支給決定の支給期間内において、受給者証の再交付の申請があったときは、受給者証を交付しなければならない。

2 前項の受給者証の再交付の申請は、船橋市地域生活支援サービス事業受給者証再交付申請書（第5号様式）により行うものとする。

（平30規則69・一部改正）

（地域生活支援サービス事業費の支給額）

第9条 市長は、支給決定障害者等で地域生活支援サービス事業（支給量の範囲内の事業に限る。）を利用したのに対し、地域生活支援サービス事業に要した費用（食事の提供に要する費用、居住若しくは滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用又は創作的活動若しくは生産活動に要する費用のうち市長が定める費用（以下「特定費用」という。）を除く。）について、地域生活支援サービス事業費を支給する。

2 地域生活支援サービス事業を受けようとする支給決定障害者等は、船橋市地域生活支援事業所の登録に関する規則（平成18年船橋市規則第108号。以下「事業所登録規則」という。）第3条第1項の登録を受けた者（以下「登録事業者」という。）に受給者証を提示して当該地域生活支援サービス事業を受けるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

3 地域生活支援サービス事業費の支給額（以下「支給額」という。）は、1月につき、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 同一の月に利用した地域生活支援サービス事業について、地域生活支援サービス事業に通常要する費用（特定費用を除く。）につき、別表に定める額（その額が現に地域生活支援サービス事業に要した費用（以下「地域生活支援サービス事業に要した費用」という。）の額を超えるときは、当該地域生活支援サービス事業に要した費用の額）を合計した額

(2) 次のアからエまでに掲げる支給決定障害者等の属する世帯（当該支給決定障害者等が障害者である場合にあつては、当該障害者及びその配偶者に限る。以下「受給世帯」という。）の区分に応じ、当該アからエまでに定める額（障害者等移動支援事業及び障害者等日中一時支援事業にあつては、当該額が前号に掲げる額の100分の10に相当する額を超えるときは、当該相当する額）

船橋市地域生活支援サービス事業費の支給に関する規則

- ア イからエまでに掲げる受給世帯以外の受給世帯 37,200円（重度身体障害者等入浴サービス事業にあつては、前号に掲げる額の100分の10に相当する額）
- イ 住民税所得割額（地域生活支援サービス事業を受けた月の属する年度（当該地域生活支援サービス事業を当該年度の最初に受けた月が4月から6月までのときは、前年度。以下「被事業年度」という。）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）第26条の2に定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）をいう。以下同じ。）が16万円未満である受給世帯 9,300円
- ウ 住民税所得割額が28万円未満である受給世帯（支給決定障害者等が障害児の保護者である受給世帯に限る。） 4,600円
- エ 被事業年度分の市町村民税（地方税法第328条の規定によって課する所得割を除く。）が非課税の受給世帯又は生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者若しくは中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を含む。）を受けている者の属する受給世帯 0円

4 前項第2号に規定する住民税所得割額を算定する場合には、省令第26条の3に定める算定方法によるものとする。

（平26規則116・平27規則64・平30規則69・平30規則84・令2規則52・令3規則34・一部改正）

（利用者負担額の減免等）

第10条 市長は、支給決定障害者等が災害その他の特別な事情により、前条第3項第2号に掲げる額（以下「利用者負担額」という。）を負担することが困難であると認める場合は、1月につき、当該利用者負担額から、当該利用者負担額に別に定める割合を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を控除して得た額を、支給額に加えて地域生活支援サービス事業費として支給することができる。

2 前項の規定による支給を受けようとする者は、船橋市地域生活支援サービス事業費支給申請書兼利用者負担額減免申請書兼支給額等変更申請書に別に定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、支給の可否を決定し、その旨を船橋市地域生活支援サービス事業費利用者負担額減免決定通知書兼支給額等変更決定通知書（第6号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（平30規則69・一部改正）

（支給額等の変更）

第11条 支給決定障害者等（前条第3項の規定により地域生活支援サービス事業費を支給する旨の決定を受けた者を含む。以下同じ。）は、支給額等を変更する必要があると認めるときは、船橋市地域生活支援サービス事業費支給申請書兼利用者負担額減免申請書

船橋市地域生活支援サービス事業費の支給に関する規則

兼支給額等変更申請書にその事由を証する書類を添えて、市長に支給額等の変更の申請をすることができる。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支給額等の変更の可否を決定し、その旨を船橋市地域生活支援サービス事業費利用者負担額減免決定通知書兼支給額等変更決定通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

(平30規則69・一部改正)

(代理受領)

第12条 市長は、支給決定障害者等が事業所登録規則第9条第4項に規定する代理受領事務取扱事業者による事業を利用した場合において、当該代理受領事務取扱事業者が地域生活支援サービス事業費の受領を委任したときは、当該支給決定障害者等に係る地域生活支援サービス事業費として支給すべき限度において、当該支給決定障害者等に代えて、当該代理受領事務取扱事業者に支払うことができる。

- 2 前項の規定による支払があったときは、支給決定障害者等に地域生活支援サービス事業費の支払があったものとみなす。

(平30規則69・一部改正、令2規則52・旧第13条繰上・一部改正)

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(令2規則52・旧第14条繰上)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則の規定による船橋市地域生活支援サービス事業受給者証の交付その他この規則の施行に関し必要な準備行為は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前においても行うことができる。

(船橋市重度身体障害者等入浴サービス事業費の支給に関する規則等の廃止)

- 3 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 船橋市重度身体障害者等入浴サービス事業費の支給に関する規則(昭和55年船橋市規則第80号)

(2) 船橋市障害者等日中一時支援事業費の支給に関する規則(平成18年船橋市規則第99号)

(3) 船橋市障害者生活サポート事業費の支給に関する規則(平成18年船橋市規則第106号)

(4) 船橋市障害者等移動支援事業費の支給に関する規則(平成18年船橋市規則第107号)
(経過措置)

- 4 この規則の施行の際現に行われている廃止前の船橋市重度身体障害者等入浴サービス事業費の支給に関する規則の規定による重度身体障害者等入浴サービス事業費、船橋市障害者等日中一時支援事業費の支給に関する規則の規定による障害者等日中一時支援事業費、船橋市障害者生活サポート事業費の支給に関する規則の規定による障害者生活サポート事業費及び船橋市障害者等移動支援事業費の支給に関する規則の規定による障害者等移動支援事業費(以下これらを「旧事業費」という。)に係る申請その他の行為は、この規則の規定による地域生活支援サービス事業費に係る申請その他の行為とみなす。

- 5 この規則の規定は、施行日以後の利用に係る地域生活支援サービス事業費について適

船橋市地域生活支援サービス事業費の支給に関する規則

用し、施行日前の利用に係る旧事業費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成26年9月30日規則第116号）

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日規則第64号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第3条の表障害者等移動支援事業の項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の船橋市地域生活支援サービス事業費の支給に関する規則の規定は、平成27年4月1日以後の利用に係る地域生活支援サービス事業費について適用し、同日前の利用に係る地域生活支援サービス事業費については、なお従前の例による。

附 則（平成27年5月29日規則第71号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の船橋市地域生活支援サービス事業費の支給に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成27年6月1日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る地域生活支援サービス事業費について適用し、施行日前の利用に係る地域生活支援サービス事業費については、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の際現に改正前の第2条第10号に規定する障害者等移動支援事業の利用に係る地域生活支援サービス事業費の支給決定を受けている者に係る改正後の規則第6条第2項第1号の規定の適用については、施行日から平成28年3月31日までの間、同号ただし書中「25時間に当該年度の残りの月数（当該支給決定の支給期間の初めが月の初日である場合は当該日の属する月分を含み、月の初日以外の日である場合は当該日の属する月分を含まないものとする。）を乗じて得た数」とあるのは、「当該年度に受けた支給決定（障害者等移動支援事業の利用に係る支給決定に限る。）に係る時間数から当該支給決定に係る障害者等移動支援事業を利用した時間数を減じて得た数」とする。

附 則（平成27年12月28日規則第145号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成28年3月30日規則第20号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第6条第2項第1号及び別表その1の規定は、平成28年4月1日以後の利用に係る地域生活支援サービス事業費の支給について適用し、同日前の利用に係る地域生活支援サービス事業費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成30年6月29日規則第69号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年7月1日から施行する。

船橋市地域生活支援サービス事業費の支給に関する規則

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成30年 8 月31日規則第84号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の船橋市地域生活支援サービス事業費の支給に関する規則の規定は、平成30年 9 月 1 日以後の利用に係る地域生活支援サービス事業費について適用し、同日前の利用に係る地域生活支援サービス事業費については、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則 (令和 2 年 3 月31日規則第52号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の船橋市地域生活支援サービス事業費の支給に関する規則の規定は、令和 2 年 4 月 1 日以後の利用に係る地域生活支援サービス事業費について適用し、同日前の利用に係る地域生活支援サービス事業費については、なお従前の例による。

附 則 (令和 3 年 3 月31日規則第34号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 2 条第 7 号及び第 9 条第 3 項第 2 号エの改正規定並びに次項の規定 公布の日

(2) 第 1 号様式の改正規定及び附則第 4 項の規定 令和 3 年 7 月 1 日

(経過措置)

- 2 改正後の第 9 条第 3 項第 2 号エの規定は、令和 3 年 7 月 1 日以後の利用に係る地域生活支援サービス事業費について適用し、同日前の利用に係る地域生活支援サービス事業費については、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

- 4 附則第 1 項第 2 号に規定する改正規定の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

別表

(平26規則116・平27規則64・平28規則20・令 2 規則52・一部改正)

その 1 障害者等移動支援事業

利用時間	単価		
	個別支援型移動支援事業		グループ支援型移動支援事業
	身体介護あり	身体介護なし	
30分以内	2,470円	1,000円	530円
30分を超え1時間以内	4,210円	2,000円	1,060円
1時間を超え1時間30分以内	6,250円	2,810円	1,590円
1時間30分を超え2時間以内	7,830円	3,510円	2,120円
2時間を超え2時間30分以内	9,440円	3,990円	2,650円

船橋市地域生活支援サービス事業費の支給に関する規則

2時間30分を超え3時間以内	11,040円	4,790円	3,180円
3時間を超え3時間30分以内	12,550円	5,580円	3,710円
3時間30分を超え4時間以内	13,650円	6,370円	4,240円
4時間を超え30分までごとに	790円	790円	530円

備考

- 1 身体介護とは、食事又は排泄に係る介助をいう。
- 2 通学通所支援以外の支援において、30分以内とは、20分以上30分未満の利用時間をいう。
- 3 事業所登録規則第3条第3項第2号に規定する基準該当障害福祉サービス事業所において事業が実施されたときは、この表に定める単価に100分の90を乗じた額を単価とする。

その2 重度身体障害者等入浴サービス事業

単位	単価
1回当たり	12,690円

その3 障害者等日中一時支援事業

サービスの種類	金額	
単独型(当該事業所単独で運営を行うものをいう。)	30分以上1時間以内	1,960円
	1時間を超え2時間以内	2,390円
	2時間を超え3時間以内	2,820円
	3時間を超え4時間以内	3,250円
	4時間を超え5時間以内	3,680円
	5時間を超え6時間以内	4,110円
	6時間を超え7時間以内	4,540円
	7時間を超え8時間以内	4,970円
	8時間を超えるとき	5,400円
併設型(当該事業所が施設と一体的に運営を行うものをいう。)	30分以上1時間以内	580円
	1時間を超え2時間以内	1,010円
	2時間を超え3時間以内	1,440円
	3時間を超え4時間以内	1,870円
	4時間を超え5時間以内	2,300円
	5時間を超え6時間以内	2,730円
	6時間を超え7時間以内	3,160円
	7時間を超え8時間以内	3,590円
	8時間を超えるとき	4,020円
医療型(医療機関が運営を行うものをいう。)	次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 次に掲げる者に係る事業 26,010円 ア 気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者 イ 進行性筋萎縮症又は重度知的障害及び重度肢体不自由が重複している者 (2) 次に掲げる者に係る事業 15,170円	

船橋市地域生活支援サービス事業費の支給に関する規則

	ア 遷延性意識障害者又はこれに準ずる者 イ 医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患に属する疾患を有すると診断された者 (3) 前2号に規定する者以外の者に係る事業 併設型に係る額
送迎加算	片道540円

備考

- 1 1日につき1事業所の利用に対する支給を限度とする。
- 2 送迎加算は、1日につき2回を限度とする。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

船橋市地域生活支援サービス事業費の支給に関する規則

第1号様式

船橋市地域生活支援サービス事業費支給申請書兼利用者負担額減免申請書兼支給額等
変更申請書

年 月 日

船橋市長 あて

次のとおり申請します。

申請者	フリガナ				生年月日				
	氏名	個人番号							
	居住地	郵便番号 電話番号							
フリガナ					生年月日				
支給申請に係る児童氏名		個人番号			続柄				
身体障害者手帳番号		療育手帳番号		精神障害者保健福祉手帳番号		疾病名			
サービスの利用の状況	地域生活支援サービス事業	利用中のサービス事業の種類と内容等					受給者証番号		
	障害福祉サービス	障害支援区分の認定	有・無	区分	1 2 3 4 5 6	有効期間			
	介護保険サービス	要介護認定	有・無	要介護度	要支援 ()・要介護 1 2 3 4 5	受給者証番号			
		利用中のサービスの種類と内容等							
申請する地域生活支援サービスの種類	地域生活支援サービス事業の種類					申請に係る具体的内容			
	<input type="checkbox"/> 障害者等移動支援事業 <input type="checkbox"/> 移動介護 <input type="checkbox"/> 通学通所支援		<input type="checkbox"/> 身体介護あり <input type="checkbox"/> 身体介護なし						
	<input type="checkbox"/> 重度身体障害者等入浴サービス事業								
	<input type="checkbox"/> 障害者等日中一時支援事業								
申請する利用者負担額減免の理由									
申請する支給額等変更の理由									
16歳以上19歳未満の扶養親族の数									

船橋市地域生活支援サービス事業費の支給に関する規則

第2号様式

船橋市地域生活支援サービス事業費支給決定通知書

第 号
年 月 日

様

船橋市長 印

地域生活支援サービス事業費の支給について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

支給決定年月日		受給者証番号	
支給決定障害者（保護者）氏名		支給決定に係る児童氏名	
支給決定内容	サービスの種類	有効期間	支給量
利用者負担上限月額			
利用者負担割合			

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

船橋市地域生活支援サービス事業費の支給に関する規則

第 3 号様式

(一)		(二)			(三)
船橋市地域生活支援サービス事業受給者証		支給決定内容			注意事項欄
受給者証番号		各事業の負担上限月額			<ol style="list-style-type: none"> 1 この証は、各面をよく読んで大切に持っていてください。 2 地域生活支援サービス事業費は、支給決定障害者等が、支給決定期間内において、船橋市地域生活支援事業所の登録に関する規則（平成18年規則第108号）第3条第1項の規定による登録を受けた者（以下「登録事業者」という。）から当該登録に係る地域生活支援サービス事業を受けたときに支給されます。 3 地域生活支援サービス事業を受けようとするときは、必ずこの証を登録事業者に提示してください。 4 地域生活支援サービス事業を受けるときに支払う金額は、地域生活支援サービス事業に要した費用（食事の提供に要する費用、居住若しくは滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用又は創作的活動若しくは生産活動に要する費用のうち市長が定める費用を除く。）の1割です。ただし、二面の各事業の負担上限月額欄に記載された金額が1月当たりの上限になります（個別減免等の認定を受けた場合には減免後の額が表示されています。）。 5 負担上限月額については、毎年利用者の収入等に応じて決定しますので、世帯状況等に変更があった際には申し出てください。 6 支給決定期間を経過したときは、地域生活支援サービス事業費の支給を受けられませんので、支給決定期間を経過する前に、船橋市にこの証を添えて給付の再申請をしてください。 7 この証の一面の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて船橋市にその旨を届け出てください。 8 支給決定期間内に、居住地を移そうとする場合は、事前に船橋市にご連絡、ご相談ください。 また、支給決定期間内に、他の市区町村の区域に居住地を移したときは、14日以内に、この証を添えて船橋市に届け出てください。 9 この証を破損したり、汚したり又は紛失したときは、速やかに届け出て再交付を受けてください。 また、再交付を受けた後、紛失したこの証を発見したときは、速やかに船橋市に返還してください。 10 受給者の資格がなくなったときは、直ちにこの証を船橋市に返還してください。 11 不正にこの証を使用した者は、関係法令により処罰されることがあります。 12 支給決定の内容欄に記載されていない地域生活支援サービス事業については、地域生活支援サービス事業費の支給は受けられません。
支給決定障害者等	居住地	各事業の負担割合	支給決定期間	支給量	
	フリガナ	障害者等移動支援事業			
	氏名	重度身体障害者等入浴サービス事業	支給決定期間	支給量	
	生年月日		支給決定期間	支給量	
児童	フリガナ	障害者等日中一時支援事業	支給決定期間	支給量	
	氏名		支給決定期間	支給量	
	生年月日		支給決定期間	支給量	
交付年月日		特記事項欄			
支給市町村長名及び印					

船橋市地域生活支援サービス事業費の支給に関する規則

(四)		(五)		(六)	
障害者等移動支援事業者記入欄		障害者等日中一時支援事業者記入欄		重度身体障害者等入浴サービス事業者記入欄	
事業者及びその事業所の名称		事業者及びその事業所の名称		事業者及びその事業所の名称	
支援の種類	<input type="checkbox"/> 移動介護 <input type="checkbox"/> 通学通所支援	契約日		契約日	
契約日					
契約終了日		契約終了日		契約終了日	
契約終了月中の終了日までの既提供量		契約終了月中の終了日までの既提供量		契約終了月中の終了日までの既提供量	
事業者及びその事業所の名称		事業者及びその事業所の名称		事業者及びその事業所の名称	
支援の種類	<input type="checkbox"/> 移動介護 <input type="checkbox"/> 通学通所支援	契約日		契約日	
契約日					
契約終了日		契約終了日		契約終了日	
契約終了月中の終了日までの既提供量		契約終了月中の終了日までの既提供量		契約終了月中の終了日までの既提供量	
事業者及びその事業所の名称		事業者及びその事業所の名称		事業者及びその事業所の名称	
支援の種類	<input type="checkbox"/> 移動介護 <input type="checkbox"/> 通学通所支援	契約日		契約日	
契約日					
契約終了日		契約終了日		契約終了日	
契約終了月中の終了日までの既提供量		契約終了月中の終了日までの既提供量		契約終了月中の終了日までの既提供量	

船橋市地域生活支援サービス事業費の支給に関する規則

第4号様式

船橋市地域生活支援サービス事業費支給決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

船橋市長 印

地域生活支援サービス事業費の支給に関する規則第7条第1項の規定により、下記のとおり支給決定を取り消しましたので通知します。

記

支給決定取消日		受給者証番号	
支給決定障害者(保護者)氏名		支給決定に係る児童氏名	
理由			

※ 受給者証を船橋市に返還してください。

返還期限

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

船橋市地域生活支援サービス事業費の支給に関する規則

第4号様式の2

船橋市地域生活支援サービス事業費申請内容変更届出書

年 月 日

船橋市長 あて

次のとおり変更がありましたので届け出ます。

受給者証番号			
支給決定障害者（保護者）氏名		支給決定に係る児童氏名	
変更事項			
変更の内容	変更前		
	変更後		

船橋市地域生活支援サービス事業費の支給に関する規則

第5号様式

船橋市地域生活支援サービス事業受給者証再交付申請書

年 月 日

船橋市長 あて

地域生活支援サービス事業受給者証の再交付について、次のとおり申請します。

受給者証番号			
フリガナ		生年月日	
支給決定障害者(保護者)氏名	個人番号		
居住地	郵便番号		
	電話番号		
フリガナ		続柄	
支給決定に係る児童氏名	個人番号	生年月日	

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外(下の欄に記入)		
フリガナ		本人との関係	
氏名			
住所	郵便番号		
	電話番号		

申請の理由	1 汚損 2 紛失 3 その他
	具体的な状況

※ 従前使用していた地域生活支援サービス事業受給者証を添付すること(紛失の場合を除く。)

船橋市地域生活支援サービス事業費の支給に関する規則

第6号様式

船橋市地域生活支援サービス事業費利用者負担額減免決定通知書兼支給額等変更決定通知書

第 号
年 月 日

様

船橋市長 閣

地域生活支援サービス事業費の（利用者負担額・支給額・支給内容）の（減免・変更）について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

受給者証番号		変更年月日	
支給決定障害者（保護者）氏名		支給決定に係る児童氏名	
変更の内容	変更前		
	変更後		

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

船橋市地域生活支援サービス事業費の支給に関する規則

第1号様式

(平27規則64・平27規則71・平27規則145・平30規則69・平30規則84・令3規則34・一部改正)

第2号様式

(平28規則20・一部改正、平30規則69・旧第3号様式繰上)

第3号様式

(平27規則64・平27規則71・一部改正、平30規則69・旧第4号様式繰上、令3規則34・一部改正)

第4号様式

(平28規則20・一部改正、平30規則69・旧第5号様式繰上)

第4号様式の2

(令3規則34・追加)

第5号様式

(平27規則145・一部改正、平30規則69・旧第6号様式繰上)

第6号様式

(平28規則20・一部改正、平30規則69・旧第7号様式繰上・一部改正)